

議第122号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」といいます。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」といいます。）の一部が改正されたため、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る児童福祉施設基準及び幼保連携型認定こども園基準の改正の概要

(1) 改正前の保育所及び幼保連携型認定こども園の建物の耐火性能に関する基準

次に掲げる特殊建築物については、建築基準法第27条第1項に規定する耐火構造に関する基準に適合しなければならないとされていました。

ア 3階以上の階を保育所又は幼保連携型認定こども園の用に供する特殊建築物

イ 2階を保育所又は幼保連携型認定こども園の用に供する特殊建築物（2階の床面積が300平方メートル以上のものに限る。）

児童福祉施設基準においては、イの上乗せ基準として、保育所で乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」といいます。）を2階に設ける建物については、床面積に関係なく耐火建築物又は準耐火建築物であることを求めていました。

また、幼保連携型認定こども園基準においても、児童福祉施設基準を準用し、同様の基準となっていました。

(2) 児童福祉施設基準及び幼保連携型認定こども園基準の改正の内容

建築基準法が一部改正され、「階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の特殊建築物」は、同法第27条第1項の規定に適合しなければならない特殊建築物から除かれました。

しかし、保育所及び幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、避難に時間を要する小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、3階以上の階に乳児室等を設ける場合は耐火建築物としなければならないこととする児童福祉施設基準及び幼保連携型認定こども園基準の一部改正がされました。

3 市の考え方

一部改正に係る児童福祉施設基準の規定については「参酌すべき基準」、幼保連携型認定こども園基準の規定については「従うべき基準」であり、本市の実情に両基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、両基準を呉市の基準とすることとします。

【参考】

- ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの，異なる内容を定めることは許されないもの

- ・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

公布の日